

上尾税務署からのお知らせ

〒362-8504上尾市大字西門前577
☎048-770-1800・自動音声案内「2」

所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場を開設

2月2日(火)～3月15日(月)

相談受付＝8時30分～16時

土・日・祝日等を除く。

ただし、2月21日・28日(日)は開場

★入場には「入場整理券」が必要です。国税庁LINE公式アカウントで事前発行又は会場で当日配付します。



国税庁LINE公式アカウントはこちら

ご利用ください！ 確定申告書等作成コーナー

(動画で申告書の作成方法を紹介しています)



作成コーナーの操作に困ったら・・・

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク

☎0570-01-5901 (平日9時～17時)



確定申告、市・県民税申告には マイナンバーの記載が必要です

申告会場では、それぞれの確認書類1点が必要です。

番号確認書類	○マイナンバーカード ○通知カード 等
本人確認書類	○マイナンバーカード ○運転免許証 ○パスポート ○年金手帳 ○健康保険証 ○在留カード ○障害者手帳 等

※家族が代理で申告に来る場合は、申告者本人の各確認書類の写しが必要

税理士の電話による税務相談

とき／2月2日(火)～2月15日(月)

平日9時30分～12時、13時～16時

対象／次の①～③のいずれかに該当する人

①年金受給者 ②給与所得者で医療費控除を受ける ③年の途中で就職・退職し、年末調整が済んでいない

その他／お近くの税理士事務所へお申込みください。

確定申告書の作成はできません

問い合わせ／関東信越税理士会上尾支部事務局

(☎048-776-8777)

公的年金等の 源泉徴収票が送付されます

昨年中に支払われた年金額や源泉徴収された所得税額等をお知らせする「令和2年分公的年金等の源泉徴収票」が日本年金機構より順次送付されます。

申告する場合は、添付書類として必要となりますので大切に保管してください。紛失した場合は、ねんきんダイヤル(☎0570-05-1165・050)で始まる電話からは☎03-6700-1165)で再交付申請ができます(発送まで2週間程度かかります)。また、お急ぎの際は年金事務所でも再交付申請ができます。

なお、遺族年金・障害年金は非課税のため送付されません。

問い合わせ／大宮年金事務所(☎048-652-3399)

要介護認定者の控除について

次の証明書又は認定書の提示が必要となります。事前に交付を受けてください。

おむつ代の医療費控除

対象／要介護認定者で、認定時の主治医から常時おむつが必要と診断された方

必要な証明書／初回＝医師が発行したもの、2回目以降＝市が発行したもの

障害者控除

対象／65歳以上の要介護認定者

区分／要介護1・2＝障害者控除

要介護3～5＝特別障害者控除

問い合わせ／福祉課高齢者福祉担当(内線2674)、吹上支所福祉グループ(☎548-1213)、川里支所福祉グループ(☎569-1111)

